

○会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則

会計検査院規則第5号 平成17年4月1日

改正 平成29年会計検査院規則第5号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条の規定に基づき、会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則を次のように定める。

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則

第一条 院長は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十六条の規定により、事務総長、事務総局次長又は局長に法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

第二条 院長は、前条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年五月三十日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。